

令和7年度 居宅介護支援 指摘事項一覧

13事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
1	計画の作成	居宅サービス計画の作成に関する以下の業務の一部が適切に行われていない事例がありました。介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に一連の業務を適切に行ってください。 ●居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握（以下「アセスメント」という。）すること。 ●アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。 ●居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。 ●モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行之、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。 ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。（基準を満たした場合、テレビ電話装置等を活用することができる） イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。 ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 ●居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。 ●要介護1（以下「軽度者」という。）の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」第31号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の調査票について必要な部分の写しを区市町村から入手すること。	区条例第13号第15条第1項第8号、第9号、第15号、第17号及び第28号 老企第22号第2の3の(8)⑦⑧⑭⑮⑳	5
2	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）に虐待の防止のための措置に関する事項が定められていませんでした。必要な項目を適切に定めてください。	区条例第13号第20条 老企第22号第2の3の(13)	1
3	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の指針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	区条例第13号第21条第4項 老企第22号第2の3の(14)④	1
4	業務継続計画	感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること ●業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施すること	区条例第13号第21条の2第1項及び第2項 老企第22号第2の3の(15)	3
5	感染症の予防及びまん延防止のための措置	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ●指針を整備すること ●研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施すること	区条例第13号第23条の2 老企第22号第2の3の(17)	7
6	掲示	運営規程の概要や利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が事業所の見やすい場所に掲示又は閲覧可能な形で備え付けられていませんでした。当該重要事項を掲示もしくはファイル等を用いて事業所の見やすい場所に備え付けてください。	区条例第13号第24条第1項及び第2項 老企第22号第2の3の(18)	1
7	秘密保持	従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業者や従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	区条例第13号第25条第1項及び第2項 老企第22号第2の3の(19)①②	2

令和7年度 居宅介護支援 指摘事項一覧

13事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
8	秘密保持	利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	区条例第13号第25条第3項 老企第22号第2の3の(19)③	6
9	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置が適切に講じられていない事例や記録等が不十分な事例がありました。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ●指針を整備すること ●研修を定期的実施すること ●虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと	区条例第13号第29条の2 老企第22号第2の3の(23)	3
10	変更の届出	事業所の所在地の変更について、変更届が提出されていない事例がありました。当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、変更が生じた日から10日以内に区へ変更届を提出してください。	介護保険法第82条第1項 介護保険法施行規則第133条第1項	1
11	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	介護保険法第115条の32第1項第2項	3
12	給付費の算定 (高齢者虐待防止措置未実施減算)	規定されている高齢者虐待防止措置が講じられていない場合に、当該措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第20号別表イ注3 老企第36号第3の8	3
13	給付費の算定 (業務継続計画未策定減算)	業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に、令和7年4月から、基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第20号別表イ注4 老企第36号第3の9	1
14	給付費の算定 (運営基準減算)	以下の居宅介護支援の業務について、記録等で確認することができない事例がありました。運営基準減算に該当するため、介護給付費を過誤調整してください。 ●居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たり、 ①利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接したこと。 ②サービス担当者会議の開催等を行っていること。 ③居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していること。 ●居宅サービス計画の作成後、実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たり、 ①1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接をしたこと。(基準を満たした場合、テレビ電話装置等を活用することができる) ②モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続していないこと。	厚告第20号別表イ注6 老企第36号第3の6	1

令和7年度 居宅介護支援 指摘事項一覧

13事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
15	給付費の算定 (特定事業所加算)	算定要件のうち、以下の要件を満たしていませんでした。適切な算定となるよう介護給付費を過誤調整してください。 ●利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の定期的開催すること ●当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	厚告第20号別表ハ注 老企第36号第3の14(3)③⑥	1
16	給付費の算定 (入院時情報連携加算Ⅰ)	利用者が病院等に入院するに当たって、当該病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報提供が、入院した日のうち(営業時間終了又は営業日以外の日に入院した場合は翌日を含む)に行われていない事例がありました。加算の算定要件を満たしていないため、介護給付費を過誤調整してください。	厚告第20号別表ホ注 老企第36号第3の16(1)(2)	1
17	給付費の算定 (退院・退所加算)	利用者が入退院していないにも関わらず、誤りにより当該加算を算定している事例や利用者に係る必要な情報の提供を受けるためのカンファレンスに出席した職種が不足している事例がありました。加算の算定要件を満たしていないため、介護給付費を過誤調整してください。	厚告第20号別表ヘ注 老企第36号第3の17	3
18	給付費の算定 (緊急時等居宅カンファレンス加算)	病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行っていないにも関わらず、誤りにより当該加算を請求している事例がありました。正しい請求となるよう介護給付費を過誤調整してください。	厚告第20号別表チ注 老企第36号第3の19	1